［項を削る。］			
［略］	［略］	［略］	

	佐世保刑務所	平戸拘置支所	平戸市
［同上］		［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○法務省令第九号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十条第三項及び第十一条第三項の規定に基づき、少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

法務大臣　上川　陽子

少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令

少年院及び少年鑑別所組織規則（平成十三年法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第一表

改正後	改正前
（少年院に置く課等）	（少年院に置く課等）
第三条　［略］	**第三条**　［同上］
2　前項に掲げる課のほか、少年院に、首席専門官一人（東北少年院、多摩少年院、瀬戸少年院及び浪速少年院にあっては、二人）を置く。	2　前項に掲げる課のほか、少年院に、首席専門官一人（多摩少年院、瀬戸少年院及び浪速少年院にあっては、二人）を置く。
（少年院の首席専門官の職務）	（少年院の首席専門官の職務）
第六条　［略］	**第六条**　［同上］
2　東北少年院、多摩少年院、瀬戸少年院及び浪速少年院の首席専門官二人は、それぞれ教育担当及び支援担当とし、教育担当の首席専門官は前項第三号及び第五号から第七号までに掲げる事務を、支援担当の首席専門官は同項第一号、第二号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。	2　多摩少年院、瀬戸少年院及び浪速少年院の首席専門官二人は、それぞれ教育担当及び支援担当とし、教育担当の首席専門官は前項第三号及び第五号から第七号までに掲げる事務を、支援担当の首席専門官は同項第一号、第二号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。
（教育調査官）	（教育調査官）
第七条　多摩少年院及び関東医療少年院に教育調査官二人を、久里浜少年院、神奈川医療少年院、瀬戸少年院、京都医療少年院及び浪速少年院にそれぞれ教育調査官一人を置く。	**第七条**　多摩少年院及び関東医療少年院に教育調査官二人を、久里浜少年院、神奈川医療少年院、瀬戸少年院及び浪速少年院にそれぞれ教育調査官一人を置く。
（少年鑑別所に置く課等）	（少年鑑別所に置く課等）
第十四条　［略］	**第十四条**　［同上］
2　前項の課のほか、少年鑑別所（旭川少年鑑別所、秋田少年鑑別所、山形少年鑑別所、富山少年鑑別所、福井少年鑑別所及び鳥取少年鑑別所を除く。）に、それぞれ首席専門官一人を置く。	2　前項の課のほか、少年鑑別所（函館少年鑑別所、旭川少年鑑別所、秋田少年鑑別所、山形少年鑑別所、富山少年鑑別所、福井少年鑑別所及び鳥取少年鑑別所を除く。）に、それぞれ首席専門官一人を置く。
（医務課を置く少年鑑別所及びその所掌事務）	（医務課を置く少年鑑別所及びその所掌事務）
第十七条　第十四条の課のほか、札幌少年鑑別所、仙台少年鑑別所、さいたま少年鑑別所、千葉少年鑑別所、東京少年鑑別所、八王子少年鑑別所、横浜少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、京都少年鑑別所、大阪少年鑑別所、神戸少年鑑別所、広島少年鑑別所、高松少年鑑別所、福岡少年鑑別所、長崎少年鑑別所及び那覇少年鑑別所に、医務課を置く。	**第十七条**　第十四条の課のほか、札幌少年鑑別所、仙台少年鑑別所、さいたま少年鑑別所、千葉少年鑑別所、東京少年鑑別所、八王子少年鑑別所、横浜少年鑑別所、静岡少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、京都少年鑑別所、大阪少年鑑別所、神戸少年鑑別所、広島少年鑑別所、高松少年鑑別所、福岡少年鑑別所、長崎少年鑑別所及び那覇少年鑑別所に、医務課を置く。
2　［略］	2　［同上］